

海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、海陽町の活性化又は地域の抱える課題を解決することを目的として、住民及び町内で活動する団体等（以下「団体等」という。）が主体となって企画し、実践する新たな活動に対し、予算の範囲内において海陽町ふるさと創造戦略補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、海陽町補助金交付規則（平成 18 年規則第 33 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（事業、補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助限度額等）

第 2 条 事業とは、前条の趣旨を踏まえ、団体等が主体となって企画し、実践する事業とする。
2 補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助限度額等については、海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要領（以下「交付要領」という。）で定める。

（事業実施期間）

第 3 条 事業の実施期間は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

（企画提案書の提出等）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体等は、町長に対し、企画提案書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。
2 町長は、前項の規定による企画提案書の提出があったときは、プレゼンテーションによる事業計画等の説明を求めることができる。
3 町長は、事業計画及びプレゼンテーションによる総合評価の結果等により補助金を交付する事業及び補助額を決定し、補助金を交付する団体等に対し、速やかに補助金交付内定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第 5 条 前条第 3 項により、補助金交付内定通知を受け、当該補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付申請書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに町長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 町長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。
2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付決定の通知）

第 7 条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件及び指示事項を付して補助金の交付の申請をした団体等に通知するものとする。
2 町長は、補助金の交付をしないときは、補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により、不交付の理由を付して補助金の交付の申請をした団体等に通知するものとする。

（変更の承認の申請等）

第 8 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 6 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - 3 町長は、第1項の補助事業変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
 - 4 町長は、前項の規定により、補助金の交付の変更をしたときは、補助事業変更承認書（様式第7号）により、前条第1項の規定により付した条件及び指示事項のほか、必要な条件及び指示事項を付して当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

- 第9条 補助金の交付の申請をした者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは指示事項に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の変更等）

- 第10条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を変更し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を変更したときは、その変更の内容等を補助金変更通知書（様式第8号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

- 第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めるものとする。

（補助事業の遂行等の命令）

- 第12条 町長は、補助事業者が提出する報告書等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 町長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日または補助金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第9号）に必要な書類を添えて町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第14条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助の額の確定通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書(様式第 11 号)により町長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第 16 条 町長は、前条に規定する請求書を受領した後、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払又は前金払)

第 17 条 町長は、特に必要があると認める事業については、補助事業者に補助金の一部又は全部を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、補助金概算(前金)払申請書(様式第 12 号)に補助金請求書を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第 18 条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽、または、不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱の規程に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 町長は、前 2 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第 13 号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第 20 条 町長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(書類の保管等)

第 21 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理保管しておかななければならない。

2 前項の保管期間は、補助対象事業における完了の日又は廃止の承認を受けた日のいずれか遅い日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(財産の処分の制限)

第 22 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、町長が定めるもの

(3) その他町長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(評価及び公表)

- 第 23 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の評価を行い、その内容を事業評価報告書（様式第 14 号）により、別に定める日までに町長に報告するものとする。
- 2 町長は、前項の報告について、当該補助事業者に対し、プレゼンテーションによる成果報告を求めることができる。
 - 3 町長は、当該補助事業について、その概要等を公表することができるものとする。

（その他）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

海陽町長 様

提案者 住 所

氏 名

㊟

企画提案書

海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1 事業名

2 関係書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

様

海陽町長

印

補助金交付内定通知書

海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第 4 条の規定により、提出があった企画提案書について、補助金の交付が内定したので通知します。

1 事業名

2 交付予定額 一金 円

3 補助金交付申請書の提出期日

海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第 5 条に規定する補助金交付申請書の提出期日は、平成 年 月 日です。

海陽町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---------|----|
| 1 | 事業名 | 年度 | 事業 |
| 2 | 申請額 | 一金 | 円 |
| 3 | 事業の目的及び内容 | | |
| 4 | 事業の実施期間（予定） | | |
| | 事業開始日 | 年 月 日から | |
| | 事業完了日 | 年 月 日まで | |
| 5 | 関係書類 | | |
| | ① 事業計画書 | | |
| | ② 収支予算書 | | |
| | ③ その他 | | |

様

海陽町長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった海陽町ふるさと創造戦略補助金について、次のとおり交付することに決定したので、海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|----|----|
| 1 | 事業名 | 年度 | 事業 |
| 2 | 補助金の額 | 一金 | 円 |
| 3 | 補助金交付条件等 | | |

① 海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱の規定を遵守すること。

② その他

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

海陽町長

印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった海陽町ふるさと創造戦略補助金について、次の理由により交付しないことに決定したので海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

（不交付の理由）

海陽町長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更
補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので海陽町ふるさと創造戦略補助金
の中止（廃止）
交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 年度 事業
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け海陽町指令第 号
- 3 関係書類
 - ① 変更（中止・廃止）の理由書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ その他

様

海陽町長

印

補助事業変更承認書

年 月 日付け海陽町指令第 号により通知した海陽町ふるさと創造戦略補助金について、次のとおり補助金交付決定額を変更したので、海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1	事業名	年度	事業
2	補助金額		
	変更後	一金	円
	変更前	一金	円

3 補助金交付条件等

- ① 海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱を遵守すること。
- ② その他

様

海陽町長 印

補助金変更通知書

年 月 日付け海陽町指令第 号により通知した海陽町ふるさと創造戦略補助金について、次のとおり変更したので、海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

- | | | | | | |
|---|-------|-----|----|--|----|
| 1 | 事業名 | | 年度 | | 事業 |
| 2 | 補助金額 | 変更後 | 一金 | | 円 |
| | | 変更前 | 一金 | | 円 |
| 3 | 変更の理由 | | | | |

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

海陽町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

補助事業実績報告書

補助事業が完了したので、海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------|-----------------|----|
| 1 | 事業名 | 年度 | 事業 |
| 2 | 補助金の交付の指令番号 | 年 月 日付け海陽町指令第 号 | |
| 3 | 交付決定額 | 一金 | 円 |
| 4 | 精算額 | 一金 | 円 |
| 5 | 関係書類 | | |
| | ① 事業報告書 | | |
| | ② 収支精算書 | | |
| | ③ 領収書の写し又はこれに代わる書類 | | |
| | ④ その他 | | |

第 号
年 月 日

様

海陽町長

印

補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった海陽町ふるさと創造戦略補助金について、海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

記

1	事業名	年度	事業
2	確定額	一金	円

補助金請求書

年 月 日

海陽町長 様

請求者 住 所

氏 名

印

右の金額を請求します。	請求金額																		円

摘 要	
補 助 事 業 名	
補 助 指 令 金 額	
補 助 指 令 年 月 日	
補 助 指 令 番 号	
補 助 額	既 受 領 額
	今 回 請 求 額
	残 額
請 求 区 分	1 精算 2 概算 3 前金

<p>口座振込先</p> <p>金融機関名 () 店舗名 ()</p> <p>預金種別 (1 普通 2 当座 3 その他)</p> <p>口座番号 ()</p> <p>口座名義 (カタカナ書き)</p> <p>()</p>
--

海陽町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊦

補助金概算（前金）払申請書

年 月 日付け海陽町指令第 号で交付決定のあった海陽町ふるさと創造戦略補助金について、概算（前金）払によって交付を受けたいので、海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第 17 条の規定により、次のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------|-----------------|----|
| 1 | 事業名 | 年度 | 事業 |
| 2 | 補助金の交付の指令番号 | 年 月 日付け海陽町指令第 号 | |
| 3 | 交付決定額 | 一金 | 円 |
| 4 | 概算（前金）払申請額 | 一金 | 円 |
| 5 | 概算（前金）払の理由 | | |

第 号
年 月 日

様

海陽町長

印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け海陽町指令第 号で交付決定通知をした海陽町ふるさと創造戦略補助金について、次のとおり変更したので、海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり補助金を取り消します。

記

- | | | | | | |
|---|--------|------|----|--|----|
| 1 | 事業名 | | 年度 | | 事業 |
| 2 | 補助金額 | 取消し後 | 一金 | | 円 |
| | | 取消し前 | 一金 | | 円 |
| 3 | 取消しの理由 | | | | |

海陽町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊦

事業評価報告書

補助事業が完了したので、海陽町ふるさと創造戦略補助金交付要綱第 23 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 事業名

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け海陽町指令第 号

3 事業の評価

評価項目	評価結果